○たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

平成２８年２月１６日

告示第８号

（目的）

第１条　この告示は、たつの市内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、その適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における住環境への配慮と自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　発電設備　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第２項に規定する再生可能エネルギー源（太陽光を除く。）を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。

(２)　設置事業　発電設備の設置を行う事業をいう。

(３)　事業者　設置事業を行う者をいう。

(４)　設置場所　設置事業を実施しようとする場所（設置事業に付随した工事の施工場所を含む。）をいう。

(５)　周辺住民等　設置場所が所在する自治会内に居住する者、当該設置事業による生活環境の改変の影響を受けるおそれがある設置場所の周辺に居住する者等をいう。

（対象となる設置事業）

第３条　この告示の対象となる設置事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　設置場所の土地の合計面積が、１，０００平方メートル以上であるもの

(２)　施工済又は施工中の設置事業と一体をなすと認められる設置事業で、その設置場所の土地の合計面積が、１，０００平方メートル以上であるもの

(３)　発電設備の高さが、１３メートル以上であるもの

（事業者の責務）

第４条　事業者は、関係法令を遵守するほか、設置場所及び周辺地域の生活環境について十分に配慮するとともに、事故、公害等（以下これらを「事故等」という。）の防止並びに周辺住民等との良好な関係を保つように努めるものとする。

２　事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は周辺住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

３　事業者は、発電事業を中止し、又は終了するときは、責任をもって発電設備を撤去し、速やかに原状回復に努めるものとする。

（設置事業の届出）

第５条　事業者は、設置事業に着手する３０日前までに、発電設備設置事業届出書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に届出を行い、協議するものとする。

(１)　事業者を証明する書類（法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）

(２)　発電設備設置に係る説明会等実施報告書（様式第２号）

(３)　位置図（縮尺５０，０００分の１以上）

(４)　公図の写し（設置区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等を記入すること。）

(５)　土地利用計画平面図（縮尺１，０００分の１以上）

(６)　土地造成計画平面図（縮尺１，０００分の１以上）

(７)　土地造成計画断面図（縮尺　縦１００分の１以上　横１，０００分の１以上）

(８)　流量計算書

(９)　排水計画平面図（縮尺１，０００分の１以上）

(１０)　工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）

(１１)　その他市長が必要と認める書類

（設置事業計画の変更）

第６条　事業者は、前条の規定により届け出た設置事業計画の内容を変更する場合は、速やかに発電設備設置事業変更届出書（様式第３号）に前条に掲げる書類のうち変更を行う事項に係る書類を添えて市長に届出を行い、協議するものとする。

（周辺住民等への説明会等）

第７条　事業者は、前２条の規定による届出を行う前に、設置事業の施工内容等について周辺住民等への説明会等（以下「説明会等」という。）を開催し、理解を得るものとする。ただし、設置事業計画の内容変更が軽微で、市長が説明会等の開催を要しないと認めるときは、この限りでない。

２　事業者は、前項の規定により説明会等を開催したときは、当該実施報告書を市長に提出するものとする。

（指導）

第８条　市長は、第５条及び第６条の規定による協議のあった設置事業について、関係法令に基づく届出等のほか必要があると認めるときは、事業者に対し、適切な措置を取るべく指導を行うことができる。

２　事業者は、前項に規定する指導を受けた事項について、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

（立入調査）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、事業者の同意を得て関係職員を設置場所内に立ち入らせ、設置事業の状況を調査させることができるものとする。

（設置事業の完了）

第１０条　事業者は、設置事業を完了したときは、発電設備設置完了届（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（市の事務分担）

第１１条　この告示に基づく事務は、環境担当課が行う。ただし、具体的な協議、指導及び立入調査については、それぞれの関係法令等を所管する課及び環境担当課が連携して行うものとする。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年１１月１０日告示第１２４号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月１日告示第２１号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２日告示第２４号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

発電設備設置事業届出書

年　　月　　日

たつの市長　様

事業者

住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事業所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　　　（　　　　）

たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第５条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | たつの市　　　　町 |
| 発電設備の種別 |  |
| 設置場所の面積 | ㎡ |
| 発電設備の高さ | ｍ |
| 想定発電出力 | ｋＷ |
| 想定年間発電電力量 | ｋＷｈ |
| 事業着手予定日 | 年月日 |
| 事業完了予定日 | 年月日 |

添付書類

(１)　事業者を証明する書類（法人の場合は登記事項証明書又は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本）

(２)　発電設備設置に係る説明会等実施報告書（様式第２号）

(３)　位置図（縮尺50,000分の１以上）

(４)　公図の写し（設置区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所氏名等を記入すること。）

(５)　土地利用計画平面図（縮尺1,000分の１以上）

(６)　土地造成計画平面図（縮尺1,000分の１以上）

(７)　土地造成計画断面図（縮尺　縦100分の１以上　横1,000分の１以上）

(８)　流量計算書

(９)　排水計画平面図（縮尺1,000分の１以上）

(10)　工作物設計図（平面図、立面図及び断面図）

(11)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

発電設備設置に係る説明会等実施報告書

年　　月　　日

たつの市長　様

事業者

住　　所

（法人その他の団体にあっては、主たる事業所等の所在地）

氏　　名

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　　　（　　　　）

たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第５条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | たつの市　　　　　町 |
| 説明会開催日時 | 年　　月　　日　　　時　　分～　　時　　分 |
| 説明会開催場所 |  |
| 事業者側の出席者  氏名、所属等 |  |
| 周辺住民等の参集範囲 |  |
| 周辺住民等の参加者  概要（参加者数、参加者氏名、所属団体名等） | 人  （参加者概要が分かる書類（受付名簿等）を添付のこと。） |
| 説明会等の状況（内容） |  |
| 周辺住民等の意見、要望 |  |
| 意見、要望への回答 |  |

様式第３号（第６条関係）

発電設備設置事業変更届出書

年　　月　　日

たつの市長　様

事業者

住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事業所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　　　（　　　　）

たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第６条の規定により、次の事業の変更について関係書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 変更理由 |  |  |

様式第４号（第10条関係）

発電設備設置完了届

年　　月　　日

たつの市長　様

事業者

住所

（法人その他の団体にあっては、主たる事業所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　　　（　　　　）

　　　　年　　月　　日に届け出た発電設備設置事業について、設置事業が完了しましたので、たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱第１０条の規定により、次のとおり発電設備設置完了届を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | たつの市　　　　町 |
| 発電設備の種別 |  |
| 設置場所の面積 | ㎡ |
| 発電設備の高さ | ｍ |
| 設置事業完了日 | 年月日 |